

福島県教育委員会「平成30年度教職員多忙化解消アクションプラン取組状況調査結果」
に関する声明

2018年9月21日

福島県教職員組合

中央執行委員長 角田 政志

9月20日、福島県教育委員会は「平成30年度教職員多忙化解消アクションプラン取組状況調査結果」を公表した。平日の教諭の平均勤務時間が小学校で30分、中学校で42分短縮されたことは「プラン」発出の成果である。また県教組が長年要求してきた夏季休業中の「学校閉庁日」が59市町村全てで実施されたことは評価に値する（17年度の県教組調査では55市町村で実施）。

県教委が「まとめ」の中で指摘しているように「アクションプランの趣旨が学校現場に浸透し、勤務時間の短縮にも一定の効果があつた」ことはまちがいない。「教職員多忙化解消アクションプラン」（以下「プラン」）の公表が18年2月9日であり、学校における様々な教育計画の大枠が決定された後であることから、県教組は内容の効果に関して懐疑的ではあつた。管理職をはじめ教職員の長時間労働縮減への意識化が進んだ結果である（内容より発出の効果が大きいと思われる）。

今年度の調査で平均勤務時間は短縮されたが、正規の勤務時間7時間45分からすると、教諭の平日1日の超過勤務は小学校で2時間25分、中学校で2時間41分である。月あたりにすれば50時間程度の超過勤務時間となる。また、教職員に特異と思われる自宅への持ち帰り仕事の時間はほとんど減少しておらず、まだまだ異常な状態が続いていることにはかわりはない。

各学校では、文化祭シーズンが終了する11月中旬から次年度の諸計画の作成に入る。これからの2019年度に向けての計画に「学校の働き方改革」理念がどの程度反映されるかが、鍵を握る。県教組が「プラン」発出の2月にも指摘したとおり、教職員の長時間労働を解消するためには「教職員を増加させる」視点と「業務内容を削減する」視点の両者が必要である。しかし8月末に公表された文科省の概算要求には、「教職員を増加させる」実質的な予算措置は示されておらず、人的配置の増は依然として困難である。また、「プラン」には「業務内容を削減する」具体的な手立ては示されておらず、学校の「創意工夫」だけではこれ以上の長時間労働の削減は困難であると思われる。

県教組は、これもまた内容は不十分ではあるが、「プラン」公表と同日に発出された文部科学事務次官通知「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（29文科初第1437号：平成30年2月9日）の内容に沿った具体的な業務削減の要求書を県教育委員会に提出している。「プラン」には本通知の内容はほとんど反映されていない。「プラン」にどう内容を盛り込むかは、11月の県教委との交渉が山場となる。またこれから11月にかけて県内全ての市町村教育委員会（小中学校に勤務する教職員の服務監督の責任を有する）に、上記文科事務次官通知の徹底を要求していく予定である。

昨年12月に「中間まとめ」を公表した中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」の審議は8月末で16回目を開催し、今後も続く見通しである。動向を注視しながら、子どもたちの豊かな学びと持続可能な学校教育の実現をめざし、福島県教職員組合は活動を続けていく。

問い合わせ先：福島県教職員組合 書記長 國分俊樹（TEL：024-522-6141）